

参議院通商産業委員会會議録第五十二号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午後
二時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
結城 安次君

委員 重宗 雄三君
中川 以良君
山本 米治君
加藤 正人君
小松 正雄君
境野 清雄君
西田 隆男君

政府委員

公正取引委 横田 正俊君
員会委員長 松尾泰一郎君
通商産業省 事務局側
常任委員会専門員 山本友太郎君
常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の会議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件
(通商産業省設置法案に関する件)

○輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中七郎君) 続いて通商産業委員会を開会いたします。

先ず調査事件といたしまして通産省設置法案の法案を議題といたします。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

第十一部 通商産業委員会會議録第五十二号 昭和二十七年六月十八日【参議院】

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

それでは只今の懇談会におきまして御了解を得ましたように、通産省設置法案関係について現在内閣委員会と連合審査中であり、当委員会の意向として次の通り申入れることにいたしましたと思ひます。それは通商産業省設置法案等についての申入事項。

目下貴委員会において御審議中の通商産業省設置法案等については当委員会の意向として左記の通り御取計願ひたく希望する。通産委員長竹中七郎内閣委員長河井彌八殿

記

一 通商産業省設置法案については中小企業庁を内局とすることは中小企業行政の具体化を求むるの点として存続するよう修正すること。

二 工業技術庁設置法の一部を改正する法律案については工業技術庁を附屬機関とするときは我が国で現在最も必要とする技術行政を強力に行うことができないのである。外局として存続させるよう修正すること。

これにつきまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして委員長におきましてさよう取計いたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に輸出取引

法案を議題といたします。御質疑を願ひます。只今ここに御出席になつておるのは公取と今の通商局関係でございます。

○加藤正人君 先ず第一に承わりたいのですが、この輸出業者のデیفインション、定義の中にいわゆるメーカをはつきり書いてないのではありませんか、実際としてはこの前の御説明のと

きに取引をしたいという意思があり、その能力があればこれは輸出業者として取扱うことができる、こういうふうにはつておるのです。例へば我々に対して陳情する向きなどの文書を見ますと、貿易界のごときは輸出業者だけに

これは限らなくちやならないというように書いてあります。又逆に化繊協会とか紡績協会というところではこれははつきりと明文を以て書いても

らいた、明示してもいい、こういうふうにはつておるのです。例へば我々に対して陳情する向きなどの文書を見ますと、貿易界のごときは輸出業者だけに

これは限らなくちやならないというように書いてあります。又逆に化繊協会とか紡績協会というところではこれははつきりと明文を以て書いても

らいた、明示してもいい、こういうふうにはつておるのです。例へば我々に対して陳情する向きなどの文書を見ますと、貿易界のごときは輸出業者だけに

これは限らなくちやならないというように書いてあります。又逆に化繊協会とか紡績協会というところではこれははつきりと明文を以て書いても

ら明文化しておく必要があるように思ふのであります。この点はそう明文化することが困難なことであるかどうか、この点について伺ひたい。

先ずこれが第一点。第二点は、第三国が競争に出かけて来た場合ということをおぼろげに述べたのであります。この法案によりまして、買手独占に對抗し得るようになつておりましたけれども、第三国との競争関係につ

きましては必要の措置がとり得ないことになつておると思ふのであります。つまり買手買いかれることを防ぐためにこれらの場合にも協定行為ができるよう

にしたほうがいいのではないか、こういうふうにはつておるのです。例へば我々に対して陳情する向きなどの文書を見ますと、貿易界のごときは輸出業者だけに

これは限らなくちやならないというように書いてあります。又逆に化繊協会とか紡績協会というところではこれははつきりと明文を以て書いても

らいた、明示してもいい、こういうふうにはつておるのです。例へば我々に対して陳情する向きなどの文書を見ますと、貿易界のごときは輸出業者だけに

これは限らなくちやならないというように書いてあります。又逆に化繊協会とか紡績協会というところではこれははつきりと明文を以て書いても

らいた、明示してもいい、こういうふうにはつておるのです。例へば我々に対して陳情する向きなどの文書を見ますと、貿易界のごときは輸出業者だけに

であります。その点につきまして例へば輸出組合方式以外の輸出業者の協定というものが認められておるので、原則として一時的且つ部分的の輸出取引だけを対象として、且つその対象がすでに輸出組合で取上げられておる場合は協定基準が組合のそれよりも低いことは許されなければならないと思ひます。その点はどうか。

それからアウトサイダーの不正な取引行為は現行輸出許可制を一段と引締めることによつてこれを是正し得ると言われておるが、果してかやうなことで是正し得るのかどうか、先ずこれらの点についてお答えを願ひたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) 輸出業者と生産業者との関係と申しますかを、はつきり生産業者も参加できるというふうにしたことを明文化したほうがよくはないかということが四項に亘つて

のお尋ねの第一点だつたかと思ひます。ありますが、まゝこの法律の立て方といたしましては一応輸出取引だけを對象に考へたわけでありまして。要するに

一つの取引を分けましますと国内の取引とそれから対外との取引とに区別できるかと思ひますが、その輸出取引の面だけを独占禁止法の適用除外を認めようという趣旨から、すべてを

輸出取引、従つて輸出業者というふうな概念構成をいたしておるのであります。現在の独占禁止法の下におきまして、国内取引も又そういう或る程度の

調整的な行為が独占禁止法の適用除外

といたしては、果してこの法令は所期の目的を貫徹し得るかどう

になるということになりますれば、当然それは併せて考えられるべきかと思ひますが、まあ曾つての我々占領下におきまして總司令部との關係或いはその後の海外のいろ／＼な情報からいたしまして、せめても対外取引としての輸出取引だけは独占禁止法等の適用除外にしても、そう海外の影響もさしたることはなかりうじやないかということ、要するに国内取引に重大な影響を及ぼさない輸出取引だけをこの法律の対象に考えました結果、勢ひその輸出業者だけをこの法の対象に考えたわけなのでありますが、そうかといひまして、實際の運用に当りまして輸出取引をやつてゐる人だけを対象にした場合に實際問題として効果が薄い場合

にやれることでもありますので、いわゆる商社としての新規業者よりもより以上に輸出品のメーカというものは輸出の意思と能力ある者と判定できるのではないかと、いう解釈からいたしまして、輸出品に重大な関係のあるメーカは輸出業者と判断をして輸出組合に参加願おうというふうな解釈をいたしておるわけでありまして、先般政務次官からもそういうふうな御説明を申上げたのであります。従つて明文を化するということになりますと、法全体の体系がややおかしくなりますので、法体系といたしましては飽くまでこの輸出取引、輸出業者ということで一つお願いをしたいというふうに考えておるわけであります。

それから第二点の、第五條におきまして輸出業者が協定をし得る場合に、三つの場合を規定しておりますが、こういうことが余り海外に気兼ねをし過ぎていてはないかというお尋ねであります。現実問題といたしましていろいろ想像されること或いは今後こういう種類の問題が起る場合を予想しますという、大体この三つの場合に殆んど該当するわけであります。従つてまあ我々としたしましてはこういう独禁法の、或いは事業者団体法の

適用除外を初めていたす場合におきまして、輸出取引だから如何なる場合にもこういう協定ができるという書き方をいたすよりも、現実問題としておよそ現在なり将来なりに亘つて活動が制限されるというならいさ知らず、大体こういう三つの場合で殆んど網羅できるといふことでありますれば、ここにこういう三つの場合を規定しておきましても別段輸出業者の協定の範囲なり

狭められるわけでもないわけでありまして、他方こういう三原則を謳つたほうが対外的な響きもよいということであるならばそれも誼い、且つ現実問題として業者の協定なり組合の活動がそれによつて実際問題といたしまして影響を受けないということであれば、まあ規定しておくほうがよりベターではなからうか、全然書かずに如何なる場合でもこういう品質、数量、価格について協定ができるというふうな書き方をして海外に影響というか刺激を與えるよりも、實際問題として書いておくほうが海外に対する影響が緩和できるとし、国内的に見れば、實際問題としてこの三つの場合は殆んど今我々が想像し得る限りのところはこれで該當しておりますので、別段その活動を阻害されないのではないかとというふうなことで、一方は海外に対する顧慮と、国内的な配慮から行きまして、実質的に目的が達成できるということ、こういうふうな三原則を謳つたような次第であります。まあこれは考え方の相違になるかと思いますが、実利を収めるという考え方ならばこれでもよからうじやないかというふうに考えような次第であります。

それから輸出組合と業者の協定との關係を明確化するべきであるというお尋ねであります。これも大体運用といたしまして、そういう運用を、今御指摘のありましたような輸出組合と、或いは輸出業者の協定との使いわけをいたしましたほうがよくはないかということ、先般御説を申し上げたのであります。法の体系からいいますと輸出組合の活動につきましては独禁法、事業者団

業者の協定についても、輸出業者の協定の場合はそれはいけなという根拠が成立ちませんので、それが業者の結成した法人であらうと法人でなからうと、業務の内容が同じことであるならば同様に独禁法、事業者団体法のやはり除外を策するのが法律的には合理的であり、又海外に對ししても輸出組合というものに対する印象をやわらげるのではなからうかというので、こういう協定と組合の二本建にいたしましたのでありまして、従つて輸出組合のほうが優先するのであつて、輸出業者の協定のほうはそれを補完的に、臨時的にやるんだということを書かないほうが我々事務的に考えますとベターではなからうか、やはり法律体系としては両方が相並び運用されるのである、併し實際問題といたしまして、そういうふうなやや輸出組合に重点を置いたような運用のほうがよくはなからうかと考えるわけでありまして、又情勢の変化によりまして輸出業者の協定のほうが便利だというような業種もあらうかと思ひますので、その辺の關係は一つ情勢の如何によりまして運用に任して頂きたいというふうに考えるわけであります。

それは輸出貿易管理令で円滑に行くかどうかというお尋ねだつたかと思ひますが、これも確をに完璧であるとは申せんかと思ふのでありますが、それかといつて現段階におきましてアウトサイダーを嚴格に縛る規定を設けるといふことが又非常にむづかしいということから、止むを得ず輸出貿易管理令の輸出承認制の運用によつてできるだ

用しようというこれは方針にすぎないわけでありまして、輸出業者の協定、それから輸出組合の業務の品質、価格、数量の問題のうちで、価格の問題、或いは数量の点につきましては輸出貿易管理令の輸出承認制の運用によつて大体アウトサイダーを取締つて行けると思うわけでありまして、現在輸出組合なり輸出業者の協定はございませうが、輸出許可制の運用によりましてデット・エクソ・ブライス制を実施しておることとは御存じの通りであります。ただ品目別の政府の認可制を以てアウトサイダーを取締るということはやや困難かと思つておるものであります、現段階におきまして或る程度止むを得ませんので、価格、数量等の面につきましては大体輸出貿易管理令の運用によりましてアウトサイダーは十分に取締つて行けるだらうというふうに考えた次第であります。そういう意味合いから申しまして、全部完全に輸出貿易管理令でやれるかということについては、若干抜けるところもあるかと思ひます、それが、まあ当面問題になる価格なり数量の問題につきましては輸出貿易管理令のほうで問題なくアウトサイダーは取締つて行けるであらうというふうに考へておるわけであります。

○加藤正人君 質問第二点のところがちよつと私の承つたところに當つていないように思ふのですが、一、二、三の三原則の法文の表現が如何にも気兼ねをしておるようであつて、そうしてむしろこういふような表現のために海外の業者から、これを逆用されて不利な條件を押し付けられたり或いはダン

ピングというような汚名を着せられるような機会を馴致する虞れがあるというようなことは一般が憂慮しておるところであります。私は三原則についてはそういうふうに考えておるのであります。更にその上には協定行為を認めるべき場合として仕向け地に、今までは日本と仕向け地の関係でやつたのであります。仕向け地に対して第三国の商社が値段を協定して日本の輸出に競争して来た場合はどうするか、そのときは協定行為ができるようにしておいたほうがいいのではないかと、こう思うのです。例えばドイツが何か我々の仕向け地に対して、ドイツの商社が値段を申合わせて競争して来た場合はどうするか。そういうときに協定行為ができないか。四原則にされたらどうかというわけです。

○政府委員(横田正俊君) 私から申上げるのは少し筋違いかと思いますが、確かにおつしやいましたような場合があります。その際に若し日本の業者のほうで協定してその第三国の業者の協定に対抗できるという工合のいい場合も確かにあると思いますけれども、併しその点で実はこの輸出取引法の範圍を續めますことにつきましては、やはりこの全体の建前が、お話のように多少手温いということと関連しまして、やはり相当外国に対するいろいろの影響もかなり鋭いものがあるのではないかと、そういう点も考えられます。それで、そういう点は一応考えましたのでございますけれども、この際に入れないでと、こういうことで三原則の限度にとどめたわけでありまして、

○加藤正人君 その点まで飛躍すると日本の気兼ね政策に反するということ

になる。要するに私がいつも申上げる通り事業者団体法というようなものは早晩全廃しなければならぬ。その時期は近きにと、こう期しておるのでありますから、そういう場合にはかような法律は何らの役に立たないものになる、ほんの一次的に思つておりますから深く議論をいたすことをやめまして、私の質問をこれでやめておきます。

○委員長(竹中七郎君) ほかに御質問ありませんか。

御質問がなければ散会いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして散会いたします。

午後三時三十五分散会

六月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(案) (予備審査のため)
の付託は六月四日)

昭和二十七年九月五日印刷

昭和二十七年九月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局